



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計事務所通信

2018年10月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
 〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
 TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
 業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

配偶者控除と配偶者特別控除について

◆平成30年分から変更されました

配偶者控除と配偶者特別控除の控除額の改正がなされました。控除額の一覧は以下の通りです。

		給与所得者本人の年収				
		~1,120万円以下	~1,170万円以下	~1,220万円以下	1,220万円超	
配偶者の 年収	~103万円以下	H29年まで	控除対象 38万円			
		H30年から	38万円	26万円	13万円	0円
	~150万円以下	H29年まで	配偶者特別控除38万~3万円(配偶者年収141万円まで)			
		H30年から	38万円	26万円	13万円	0円
	~201万6千円 以下	H29年まで	控除対象外			
		H30年から	36万円~3万円	24万円~2万円	12万円~1万円	0円

◆注意すべき点は？

①給与所得者本人の年収額によって配偶者の控除額が変わります。

②配偶者の年収が150万円を超えても201万6千円までは段階的に控除額が設定されています。

【ケースA】夫：給与収入1,500万円 妻：専業主婦（収入0円）

H29年までは控除額38万円 → H30年からは控除額0円

【ケースB】夫：給与収入800万円 妻：給与収入145万円

H29年までは控除額0円 → H30年からは控除額38万円

※年末調整の処理を行う際に配偶者の方の収入の問い合わせをさせていただく場合があるかと思いますので、ご協力をお願い致します。

(西口 記)

--***臨時休業のお知らせ***-***-***

11月1日(木)、2日(金) 休業させていただきます。よろしくお願い致します。

